

○姫路市立図書館併設ホール条例施行規則

平成18年3月27日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市立図書館併設ホール条例（平成18年姫路市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により、市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ姫路市立図書館併設ホール使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、使用許可申請書を使用しようとする日（以下「使用期日」という。）の属する月の6箇月前の月の初日から使用期日の3日前までの間に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、前項の提出期間外においても使用許可申請書を提出することができる。

(使用許可書の交付等)

第3条 市長は、条例第5条の許可をしたときは、当該申請者に姫路市立図書館併設ホール使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 姫路市立図書館併設ホール（以下「ホール」という。）の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際には使用許可書を携帯し、ホールの係員の提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(使用期間)

第4条 ホールの施設の使用期間は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の延長)

第5条 使用者は、やむを得ない理由により当該許可に係る使用時間（以下「使用時間」という。）を超過し、又は時間を早めにホールの施設を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、当該施設の管理に支障があるときは、これを許可しない。

(使用中止届)

第6条 使用者は、ホールの施設の使用を中止しようとするときは、姫路市立図書館併設ホール使用中止届に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料)

第7条 条例第9条第2項に規定する市長が規則で定める附帯設備及び備品の使用料の額は、別表に定める額とする。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、第3条に規定する使用許可書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

2 第5条の規定により使用時間の延長の許可を受けてホールの施設を使用する場合の当該使用時間の延長に係る使用料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市又は公共団体が使用する場合 使用料の全額
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第12項に規定する市内の保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する市内の認定こども園が使用する場合 使用料の5割に相当する額
- (3) 使用者が市と共同で使用する場合 使用料の5割に相当する額
- (4) 地域の公共的団体（以下「団体」という。）が市の要請を受けて当該業務に使用する場合 使用料の全額
- (5) 団体が当該団体の公共的業務に使用する場合において、公益に資する度合いが強いと認められるとき。 使用料の全額
- (6) 団体が当該団体の業務又は会合のため使用する場合において、市長が必要と認めるとき。市長が相当と認める額
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄にその旨を記載して市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（使用料の還付）

第10条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第8条第3号又は第4号に該当する場合 既納の使用料の全額
- (2) 災害その他不可抗力により使用できなかった場合 既納の使用料の全額
- (3) 使用者から次に掲げる期日までに使用中止届があった場合において、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。
 - ア 使用期日前20日までの場合 既納の使用料の5割に相当する額
 - イ 使用期日前10日までの場合 既納の使用料の3割に相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、姫路市立図書館併設ホール使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（端数計算の処理）

第11条 この規則における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（整理人の配置）

第12条 使用者は、市長が必要と認めるときは、ホール内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

（備品の返還）

第13条 使用者は、備品の使用を終わったときは、直ちに当該備品を所定の位置に戻し、ホールの係員の点検を受けなければならない。

（読替え）

第14条 ホールの管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条、第3条、第5条、第6条、第9条第2項、第10条第2項及び第12条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
(指定管理者の申請)

第15条 条例第18条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第18条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第16条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ホールの管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第17条 条例第22条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に以下の事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) ホールの利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(利用料金)

第18条 条例第24条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、第8条（見出しを含む。）、第9条第2項及び第10条第2項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、ホールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(姫路市立図書館目的外使用料の減免に関する規則の廃止)

2 姫路市立図書館目的外使用料の減免に関する規則（昭和62年姫路市規則第17号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月18日規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条を第19条とし、第13条の次に5条を加える改正規定（第14条、第17条及び第18条に係る部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規則第60号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請に基づく使用許可に係る使用料、占用使用料又は特別展示室使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前にされた申請に基づく使用許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日規則第40号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

附帯設備及び備品使用料

（1）飾磨分館

区分	設備等の名称	単位	使用料（1回）	備考
ホール舞台 設備等	ピアノ	1台	円 3,140	調律料を除く。
	指揮者用譜面台	1台	210	指揮台を含む。
	楽団用譜面台	1台	20	
	平台	1台	100	
	金屏風	1双	1,040	
	緋毛せん	1式	310	長ぶとん付
	演台	1台	210	
	花台	1台	100	
	上敷	1枚	100	
ホール音響 設備等	放送用アンプ	1式	1,570	マイクロホン2本付
	ワイヤレスカセット携 帯用	1式	1,040	
	ワイヤレスマイク	1本	1,040	
	カセットテープレコー ダー	1台	520	テープ別
	レコードプレーヤー	1台	520	レコード別
	マイクロホン	1本	310	
ホール照明 設備等	ボーダーライト	1列	520	
	サスペンションスポッ トライト	1列	410	
	アッパーホリゾントラ イト	1式	520	
	シーリングスポットラ イト	1式	310	6台で1式とする。
	ローアホリゾントライ ト	1式	520	
	フロントサイドスポッ トライト	1式	310	6台で1式とする。

	フットライト	1式	410	
	プラステート		実費	補充のみ
ホール映写 設備等	16ミリ映写機	1式	2,090	スクリーン付
	スライド映写機	1式	830	スクリーン付
	実物投影機	1式	1,040	スクリーン付
	オーバーヘッドプロジ ェクター	1式	1,040	スクリーン付
	ビデオ	1式	1,250	テレビ付
	スクリーン	1式	520	
持込み器具電気代	1kw		150	

(2) 網干分館

区分	設備等の名称	単位	使用料(1回)	備考
ホール舞台 設備等	ピアノ	1台	円 3,770	調律料を除く。
	指揮者用譜面台	1台	210	指揮台を含む。
	楽団用譜面台	1台	20	
	平台	1台	120	
	金屏風	1双	1,250	
	緋毛せん	1式	410	
	演台	1台	210	
	花台	1台	100	
簡易ステージ	1台	830		
ホール音響 設備等	放送用アンプ	1式	1,880	マイクロホン2本付
	ワイヤレスカセット携 帯用	1式	1,250	
	ワイヤレスマイク	1本	1,250	
	カセットテープレコー ダー	1台	620	テープ別
	マイクロホン	1本	410	
ホール照明 設備等	ボーダーライト	1列	620	
	サスペンションスポッ トライト	1列	520	
	アッパーホリゾントラ イト	1式	620	
	シーリングスポットラ イト	1式	410	6台で1式とする。
	ロアーホリゾントライ ト	1式	620	
	フロントサイドスポッ トライト	1式	410	6台で1式とする。
	フットライト	1式	520	
ホール映写 設備等	16ミリ映写機	1式	2,510	スクリーン付
	スライド映写機	1式	1,040	スクリーン付
	実物投影機	1式	1,250	スクリーン付
	オーバーヘッドプロジ ェクター	1式	1,250	スクリーン付
	ビデオ	1式	1,460	テレビ付
	スクリーン	1式	620	
持込み器具電気代	1kw		150	

(3) 広畑分館

区分	設備等の名称	単位	使用料（1回）	備考
ホール舞台 設備等	ピアノ	1台	円 3,770	調律料を除く。
	電子オルガン	1台	2,820	
	指揮者用譜面台	1台	210	指揮台を含む。
	楽団用譜面台	1台	20	
	金屏風	1双	1,250	
	緋毛せん	1式	410	
	演台	1台	210	
	司会者用演台	1台	100	
	花台	1台	100	
ホール音響 設備等	放送用アンプ	1式	1,880	マイクロホン2本付
	レクチュアアンプ	1式	1,360	マイクロホン1本付
	ワイヤレスカセット携 帯用	1式	1,250	
	ワイヤレスマイク	1本	1,250	
	カセットテープレコー ダー	1台	620	テープ別
	マイクロホン	1本	410	
ホール照明 設備等	ボーダーライト	1列	620	
	サスペンションスポッ トライト	1列	520	
	アッパーホリゾントラ イト	1式	620	
	シーリングスポットラ イト	1式	410	6台で1式とする。
	ローアホリゾンライ ト	1式	620	
	フロントサイドスポッ トライト	1式	410	6台で1式とする。
	フットライト	1式	520	
ホール映写 設備等	16ミリ映写機	1式	2,510	スクリーン付
	スライド映写機	1式	1,040	スクリーン付
	実物投影機	1式	1,250	スクリーン付
	オーバーヘッドプロジ ェクター	1式	1,250	スクリーン付
	ビデオ	1式	1,460	テレビ付
	スクリーン	1式	620	
持込み器具電気代	1kw		150	

備考 この使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の各使用区分をもってそれぞれ1回とし、全日使用する場合は3回として計算する。